

長野県知事

阿部 守一 様

農地等利用最適化推進施策
に関する改善意見書

農業委員会等に関する法律第53条に基づき
別添のとおり改善意見を提出します。

平成31年3月26日

長野県農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人長野県農業会議

会 長 望 月 雄 内

平成30年度 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見

平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を積極的に推進していくことが、農業委員会の最も重要な業務となりました。

本県では、平成30年9月で、すべての農業委員会が新体制への移行を終了し、新設された農地利用最適化推進委員と農業委員を合わせると、1,485人となり、旧体制に比べて100人増加しました。

長野県農業委員会組織では、3年目を迎えた農地利用の最適化推進活動をさらに定着させるため、平成30年4月から「地域農業を考え、農地等の利用の最適化を進める長野県運動」を新たにスタートし、積極的な展開を図っています。

一方、政府は第198回国会に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して、「農地所有者の利用意向把握」、「集落での話し合いへの参画」など農地利用の最適化の取組をより明確化・重点化してきています。

については、長野県農業委員会ネットワーク機構の業務を通じて得た知見に基づき、農地中間管理事業5年後見直しを踏まえた法改正に伴う農地利用の最適化活動の強化に向け、下記のとおり改善意見を取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出いたします。

記

1 「人・農地プラン」について連携する組織の構築への支援

地域農業の将来を現場で議論し合意して諸施策を活かしていくには、人・農地プランの作成は、中山間地域を含め有効であるが、人・農地プランの実質化に当たっては、農業委員会を含めた関係機関による取組方針の共有、役割分担、地域の人・農地プランに関する情報収集、関連施策に関する適正な知識の提供など、市町村等関係機関が集まり、推進する仕組み・場が重要になってくる。

そこで、既存組織の活用を含め、関係機関が連携して進められるような体制づくりを支援・推進されたい。

また、市町村の人・農地プラン担当部局では、十分な人員体制等をとれない場合もあることから、県において、実質化に向けた全体の取組が軌道に乗るようにきめ細かな支援をお願いしたい。

2 県的な推進支援体制の構築と推進方針の作成

今回の人・農地プランの推進に当たっては、農地中間管理事業をはじめ幅広い施策を効果的に活用していく必要があることから、県段階においても関係機関・団体が連携を今まで以上に密にし、一丸となって市町村の取組を支援することが重要である。

このため、今回の動きを踏まえて、県的な推進支援体制の構築を図るとともに、推進方針を作成されたい。

3 中山間地域や園芸地帯におけるプラン作成への取組支援

「人・農地プラン」の実質化に向けた取組の推進に当たっては、中山間地域や園芸地帯においても、プラン作成に意欲を持てるような取組にしていただきたい。

4 中山間地域等直接支払交付金等の活用支援

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の実施集落における話し合いが、「人・農地プラン」として円滑に活用されるよう支援されたい。

5 農地中間管理事業への円滑な統合一体化支援

農地集積を進める上で、本県は農地利用集積円滑化事業が定着している地域がある実態を踏まえ、農地中間管理事業の統合一体化に当たっては、現場が混乱することのないよう、よりスムーズな移行が行われるよう支援されたい。

6 農地整備事業等との連携体制の強化

「人・農地プラン」を進めるに当たり有効な事業となる農地基盤整備事業の推進に当たっては、関係機関の情報共有と連携が重要となってくる。

このため、農地集積を進めることが要件となっている農地耕作条件改善事業や機構関連農地整備事業などの活用に当たり、関係機関が連携をとって円滑に進められる体制づくりに配慮されたい。

7 農地中間管理事業の仕組みの改善に当たり、次の事項について国へ働きかけられたい。

(1) 機構への利用状況報告義務の廃止に伴う措置

農地中間管理機構への農地等の利用状況報告義務を廃止することとしているが、農業委員会が行う利用状況調査を活用する場合には、農業委員会業務に新たな負担が生じないように措置すること。

(2) 相続未登記農地への対応

今般の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、相続未登記農地の集積には一定の成果が期待されるが、今後、農地中間管理機構での事務量の増加が見込まれる中、相続未登記農地に関するさらなる事務手続きの緩和及び人員体制の充実・強化を図ること。